

東京都市計画地区計画「二番町地区地区計画の変更」への答申に関する決議について

令和6年2月8日開催の令和5年度第5回都市計画審議会において、議案審議致しました「東京都市計画地区計画 二番町地区地区計画の変更」に関して、下記の通り決議をいたしましたのでお伝えします。

## 決 議

都市計画は都市の望ましい環境形成を実現するための重要な制度ですが、今般の二番町地区計画の変更にあたっては、意見の対立により地区住民を二分するような事態が長期にわたって継続しています。この対立状態が継続し深まってゆくことは、「地区内の住民等にとっての良好な市街地環境の形成又は保持のための計画」（都市計画運用指針IV-2-1G(1)①）という地区計画の本旨を全うする上で望ましいことではありません。

つきましては当地区の地区計画変更の都市計画決定にあたり、千代田区当局に対し地区の融和を図るため次の事項の実施を要請致します。併せて、全ての関係者がこの問題に関し前向きに話し合える場づくりに協力することを切望します。

なお、日本テレビ通り全体のまちづくり方針の早期策定についても引き続き努力を重ねていただきたいと思います。

(1) 事業の具体化にあたっては、地区内の融和に向けて事業者・関係住民・関係機関などととも真摯な努力を重ねること。

(2) 地区計画の決定事項である高さや容積率はそれぞれその上限を定めたものであり、事業者が地区の要望を受け止めて上限に対してゆとりを持った計画内容とすることを妨げるものではないので、今後の建築物の設計段階においてその可能性について事業者と十分に協議すること。

また、計画されている公共的施設の在り方を含め、様々な観点から質の高い計画になるよう十分に協議すること。

(3) 地区計画によって確保された地区施設の管理運営のあり方については千代田区と事業者との協定によりその骨格が定められることとなるが、関係者の納得を得られるよう真摯な努力をし、当該協定（協定に基づく取り決めを含む）の決定、変更の手続きに遺漏がないよう慎重に進めること。

(4) 上記(2)及び(3)については、それぞれの進展状況について適切な節目に応じて当審議会に報告すること。